

高崎第九合唱団 第8回ヨーロッパ公演 ドイツ・トリアー 渡航準備のご案内

1. 旅券（パスポート）の取得について

8月6日（木）までに旅券の顔写真のページのコピーを提出下さい

コピーはカラーでも白黒でもOKです。但し、縮小や拡大はしないで下さい

旅券は①2016年2月11日以降も有効であること、②旅券の査証欄の余白が4ページ以上必要となります。この2点を満たさない場合、新たに旅券を再取得又は査証欄を増補する必要があります。

1) 旅券を持っていない方（2016年2月10日以前に失効となる方も含みます）

旅券申請には、以下の書類が必要です。現在、有効な旅券を持っていない方、有効期間が少ない方は、住民登録地の都道府県庁旅券事務所にて旅券取得の手続きを行って下さい。旅券申請に必要な書類を下記に記載しておりますが、詳しくは別紙の「旅券（パスポート）の申請案内」を参照下さい。この案内は東京都のものですが、基本的な内容は全国共通です。旅券の申請から受領までは、申請場所により異なりますが、約1週間です。申請は代理人でもできますが、受領は必ず本人が出向かなければなりません。

- ①一般旅券発給申請書（5年用と10年用があります）・・・・・・・・・・1枚
- ②戸籍抄本又は謄本（6ヶ月以内に発給されたもの）・・・・・・・・・・1通
- ③写真（縦4.5cm×横3.5cm、旅券用）・・・・・・・・・・1枚
- ④本人確認のための書類（運転免許証なら1点で可） 別紙の「旅券の申請案内」を参照下さい。未成年者の身分証明書は申請場所により対応が異なりますので直接確認下さい。
- ⑤前回発給を受けた旅券（既に失効していても申請の際に持参下さい）

住民基本台帳ネットワークに参加していない地方公共団体に住民登録をしている方や住民基本台帳ネットワークシステムの利用を希望しない方は、住民票の写し（6ヶ月以内に発行された住民票）が必要となりますので、ご注意下さい。

2) すでに本人名義の有効旅券をお持ちの方（2016年2月11日以降も有効な方）

今回の演奏旅行に必要な旅券は、2016年2月11日以降有効で、査証欄に4ページ以上の余白がある場合、各国の入国ビザ（査証）が免除されます。

■旅券の有効期限と費用について

旅券申請時20歳以上の方 : 10年旅券と5年旅券を選べます
旅券申請時20歳未満の方 : 5年旅券しか取得できません

10年旅券の手数料 : 16,000円
5年旅券の手数料 : 11,000円（12歳以上）
6,000円（12歳未満）

